

第 2 期いずみさの子ども未来総合計画（子ども計画）策定方針について

1. 国の子ども基本法に掲げられた市町村子ども計画について

○子ども基本法（令和 4 年 6 月成立、令和 5 年 4 月 1 日に施行）

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人として健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的とする。

○子ども大綱（子ども基本法第 9 条）

国は、子ども施策を総合的に推進するため、子ども施策に関する大綱（子ども大綱）を定めなければならない。

「少子化社会対策大綱」「子ども・若者育成支援推進大綱」「子どもの貧困対策に関する大綱」が束ねられ、子ども大綱に一元化される。

○都道府県子ども計画、市町村子ども計画（子ども基本法第 10 条）

都道府県は、「子ども大綱」を勘案し、「都道府県子ども計画」を、市町村は「子ども大綱」及び「都道府県子ども計画」を勘案し、「市町村子ども計画」を定めるよう努めるとする。

※都道府県・市町村子ども計画は、子ども・若者計画、子どもの貧困対策計画、子ども・子育て支援事業計画等と一体のものとして作成できるとされている。

2. 第 2 期いずみさの子ども未来総合計画（子ども計画）の策定について

（1）計画策定に向けた基本的な考え方について

国は、個別の 3 計画を一体化する「子ども計画」の策定の意義として、一体化することによる都道府県及び市町村子ども計画の策定を促進しているところであり、策定にあたっては、「子ども大綱」と「都道府県子ども計画」を勘案する必要がある、現在大阪府においても「大阪府子ども総合計画」策定に向けた作業を進めているところです。

本市における「子ども計画」は、子育て支援策の基幹計画である「いずみさの子ども未来総合計画」に加え、「子ども・若者計画」を一体化し、国が策定した「子ども大綱」や「大阪府子ども計画」の中で本市の実情に沿った内容などを勘案し、策定します。

また、各部署の子ども施策について統一的に横ぐしをさす効果や市民にとってわかりやすい子ども施策の展開とするため、子ども施策の関連計画包括的・一体的に子ども計画を策定します。

本市の子ども計画の対象は、「子ども基本法」において、子どもは年齢で区切るのではなく、「心身の発達の過程にある者」と定義されたことを踏まえ、従来の 18 歳未満のすべての子どもと子育て当事者等を中心に、「子供・若者育成支援推進大綱」等を勘案し、概ね出生前～30 歳代までの若者を対象とします。

○子ども計画の位置づけ

（仮称）泉佐野市子ども計画

いずみさの子ども未来総合計画（令和 7 年度から 11 年度）

▲「第 3 期泉佐野市子ども・子育て支援事業計画」（策定義務）

↑ **【子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査】**

「泉佐野市次世代育成支援行動計画」（任意策定）

「第 4 次泉佐野市ひとり親家庭等自立促進計画」

◎「泉佐野市子どもの貧困対策計画」

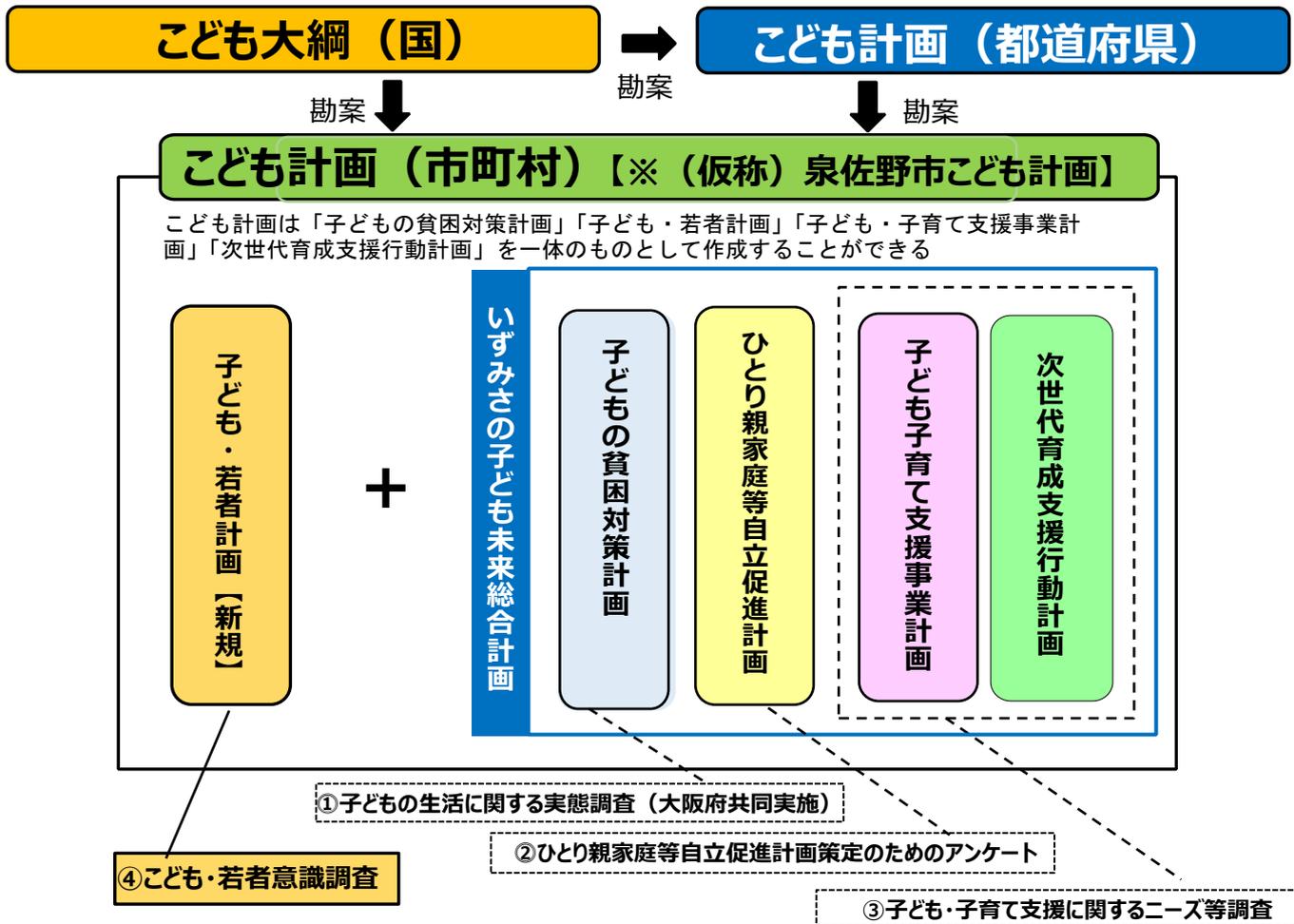
◎ 子ども・若者計画（新規）

（令和 7 年度から 11 年度）

【市町村子ども計画ニーズ調査】

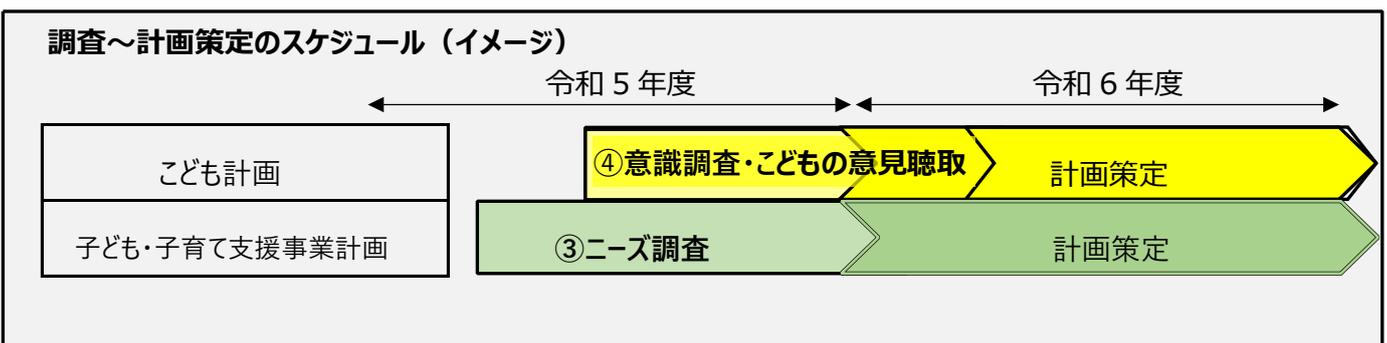
+

◎計画に必須 ▲計画には含むこと可



■（仮称）泉佐野市こども計画（計画と調査）

計画名		調査名	根拠法令
市町村 こども計画	いずみさの子ども 未来総合計画	子ども・子育て支援事業計画	子ども・子育て支援法第61条
		次世代育成支援行動計画	子ども・子育て支援事業計画ニーズ調査
		ひとり親家庭自立促進計画	次世代育成支援対策推進法第8条
	子どもの貧困対策計画	ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート	母子及び父子並びに寡婦福祉法第12条
新規計画	子ども・若者計画	子どもの生活に関する実態調査（大阪府共同実施）	子どもの貧困対策の推進に関する法律第9条
		子ども計画ニーズ調査（子ども・若者調査）	子ども・若者育成支援推進法第9条



(2) 次期計画の期間

令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間（子ども・子育て支援法に「5 年を 1 期」と規定）とし、計画最終年度である令和 11 年度に計画の見直し及び評価を行い、次期計画を策定します。なお、時勢の変化等の必要に応じて、計画期間中であっても適宜必要な見直しを行います。

(3) 計画策定の体制

① 庁内の検討組織（こども計画策定庁内検討委員会）

福祉・こども部を中心に、保健・医療・教育など子育て支援に係る他部局と連携し、計画（案）の内容等の調整・協議を行う。

② 外部の検討組織（こども計画策定委員会）

子ども・子育て会議の委員を充て、継続的に会議を開催し、多面的な意見交換により審議し計画の充実を目指す。

③ 事務局（子育て支援課）

こども計画案作成にかかる各種調整、各種検討会議の主催、事務局業務との調整、施策・事業以外の部分の原案作成等を業務支援委託業者の支援のもと行う。

④ 委託業者（（株）ジャパンインターナショナル総研）

アンケート調査を実施。調査内容を分析し、計画案を調製。意見の集約、計画案への反映。

⑤ 市民参加の手法

1) 各種ニーズ調査・子ども・若者の声を聞く機会

① 子どもの生活に関する実態調査（大阪府共同実施）

【市内の小学 5 年（750 名） 中学 2 年（750 名） 保護者（各学年同数）】

② ひとり親家庭等自立促進計画策定のためのアンケート

【母子家庭、父子家庭及び寡婦家庭の保護者（1,028 名）】

③ 子ども・子育て支援に関するニーズ等調査

【就学前児童（1～5 歳児）の保護者（1,800 名） 就学児童（小学 1～6 年生）の保護者（1,200 名）】

④ ヤングケアラー実態調査（※調査票の表記は「日常生活のアンケート」）

【市内の小学 6 年（850 名） 中学生（2,200 名） 高校生（2,700 名）】

⑤ 子ども・若者意識調査

【市内の小学 5 年（750 名） 中学 2 年（700 名） 保護者（各学年同数） 16 歳～39 歳（1,000 名）】

⑥ こどもに意見を聴くアンケート調査【こどもに関する基本条例】

【市内の小学 6 年（838 名） 中学 2 年（750 名） 高校 2 年（710 名）、就学前施設（66 施設）】

⑦ みらい泉佐野こども議会

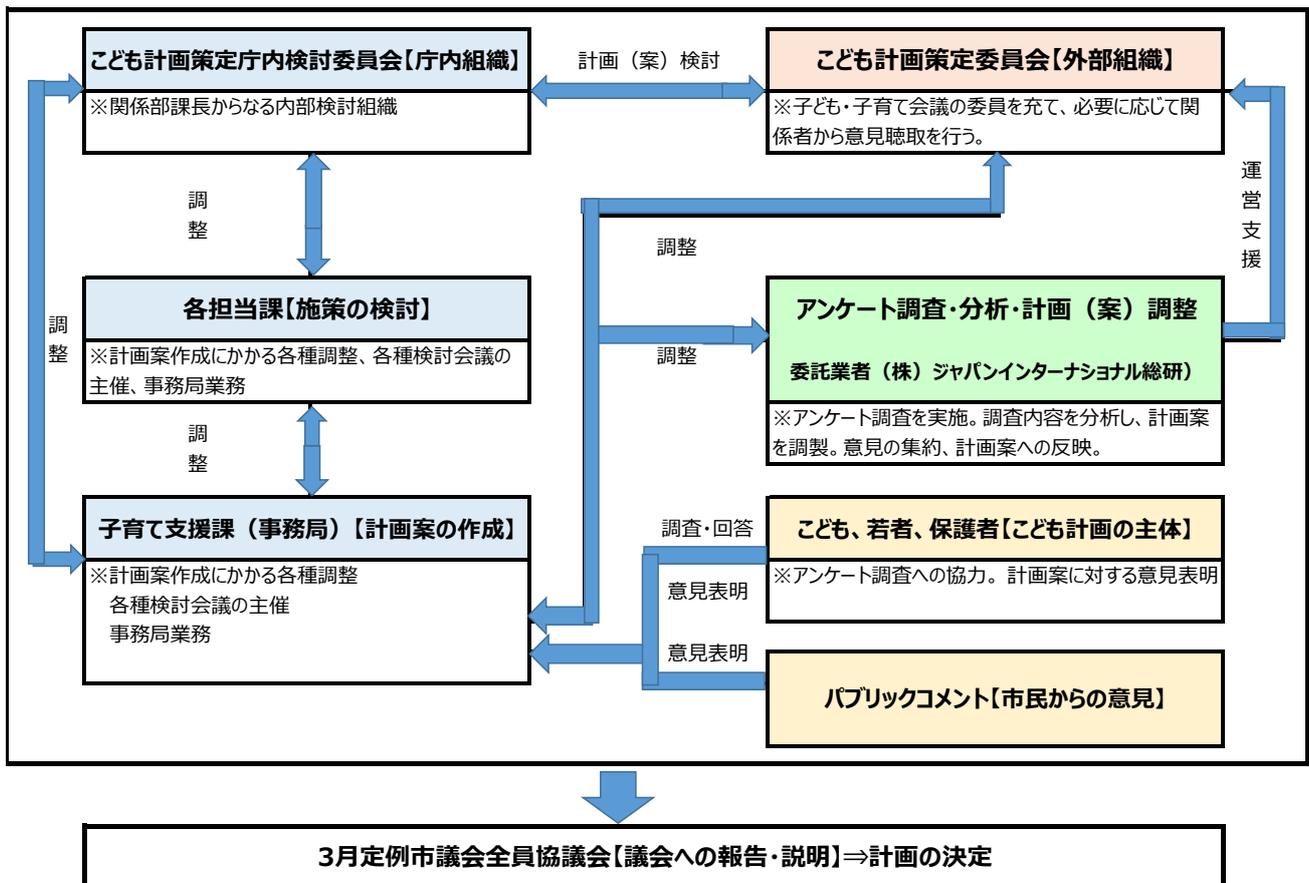
【小学生代表 7 名】

※ 直接意見を聴くワークショップやアンケートの手法が可能かを検討

2) パブリックコメント

計画素案策定時にパブリック・コメントを実施（令和 6 年 12 月から令和 7 年 1 月実施予定）し、その意見等を計画案に反映

計画策定の体制イメージ



(4) 計画の構成について（別紙参照）

子ども家庭庁が公表している「自治体子ども計画策定のためのガイドライン」では、子ども計画として策定することで期待されることとして「区域内の子ども施策に全体として統一的に横ぐしを刺すこと、住民にとって一層わかりやすいものとする事」などが挙げられています。

現行計画では、14の目標に沿って、32の施策で体系化しています。

見直しにあたっては、子ども大綱を踏まえた内容とするため、構成や施策体系から全体的に改定し、これまでの子ども未来総合計画の施策内容を整理していく必要があると考えます。

(5) 計画策定スケジュール（案）

【資料11】

時期	内容
令和6年8月16日	こども計画策定委員会（第1回子ども子育て会議） ○ニーズ調査結果概要報告 ○計画の策定方針
8月27日	こども計画策定庁内検討委員会 ○こども計画の策定方針及び検討
（8～11月）	（計画案の作成）
11月～12月	こども計画策定庁内検討委員会 ○こども計画の検討
11月～12月	こども計画策定委員会（第2回子ども子育て会議）※場合により複数回開催 ○こども計画（案）について協議
12月下旬～1月上旬	（パブリックコメント実施）□
令和7年2月上旬	こども計画策定委員会（第3回子ども子育て会議） ○パブリックコメント結果の報告 ○最終計画（案）の確認
3月	計画策定（3月定例会市議会全員協議会報告）
4月	計画スタート